

第五十一号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の  
一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第五十一条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第五十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基

づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第五十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第五十七条中「、第四十四条」を削る。

第六十九条中「第五十一条」を「第五十一条の三」に改める。

第七十九条の九及び第八十七条中「第五十条」の下に「、第五十一条の二、第五十一条の三第一項」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四十四条及び第五十七条の改正当定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五十一条の二第一項から第三項まで(改正後の条例第五十

三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第五十一条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十一条の三第二項（改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第五十九号）等の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の改正に伴い、障害児の安全の確保に関する計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。